**睦沢町総合運動公園（みどりの広場）遊具設置工事特記仕様書**

1. 業務名

睦沢町総合運動公園（みどりの広場）遊具設置工事（以下「当該工事」という。）

1. 目　的

睦沢町総合運動公園（みどりの広場）に新たな遊具を整備し、中央フィールドで競技を実施している場合でも、子ども達が安全に遊具を利用出来る環境を整えるため、当該工事により施設整備を推進するものである。

1. 当該工事の実施
2. 当該工事を受注したもの（以下「受注者」という。）は、当該工事を実施するにあたり、睦沢町（以下「発注者」という。）の方針や意図を十分に理解して、施工等を行うこと。
3. 受注者は、本特記仕様書および当該工事に係るプロポーザル要領により提出した企画提案書等に基づいた工事の実施を基本とする。
4. 受注者は、計画期間中、良質かつ安定的な工事を継続するため、当該工事に必要となる人員を適切に配置すること。
5. 受注者は、当該工事の実施にあたって、関係諸法令、関係条例等の遵守を徹底すること。
6. 受注者は、当該工事の実施にあたって、安全確保、侵入防止等の必要な措置を講じること。
7. 受注者は、当該工事の実施に関し疑義が生じた場合、速やかに発注者と協議を行うこと。
8. 当該工事を遂行する上で知り得た情報および当該工事に係る内容は、発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。
9. 当該工事を実施するにあたり、工事の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
10. 対象公園

睦沢町総合運動公園【面積A＝17,250㎡】

千葉県長生郡睦沢町下之郷１６７９番２外４８筆【参考資料：位置図（参考１）のとおり】

1. 業務期間

契約締結日の翌日から令和６年２月２９日まで

1. 業務の内容
2. 実施設計、製作
3. 遊具の設置（基礎工事を含む）
   1. 児童、幼児向け単体遊具

・オープンスライダー　　　　　　　１基

・アップダウンシーソー　　　　　　１基

・ジャングルジム　　　　　　　　　１基

・クライミングタワー　　　　　　　１基

・その他受注者が独自提案した遊具　１式

1. 安全施設の設置（サイン、マット、柵等）
   1. サイン

・設置遊具等により適切に配置

* 1. マット

・設置遊具等により適切に配置

* 1. 柵等

・設置遊具等により適切に配置

1. ベンチ

・ベンチ　３基以上

1. 施設等の設置などに伴う整地
2. 配慮事項
3. 遊具等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れるものとすること。
4. 基礎は、土砂の流出等による露出がない構造とすること。
5. 遊具等の運搬、組立て、設置に付随し、必要な整地工事等があれば、総工事価格の範囲内で対応すること。
6. 遊具等の設置に必要な関係機関への許可申請等の手続き業務についても、総工事価格の範囲内に含むものとする。
7. 設置位置など、隣接する住宅に配慮した計画とすること。
8. 遊具等の対象年齢、遊び方および注意事項等を記載したサインを適切に配置すること。
9. 遊具類は、使用開始後、遊具等の欠陥および受注者の瑕疵に起因する事故等が発生した場合は、無償にて取替えまたは修繕を行い、速やかに完全なものに復旧すること。ただし、不可抗力による事故は、この限りではない。
10. 遊具等の基準である「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」を満足し、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2014）（㈳日本公園施設業協会）」に準拠すること。
11. 遊具については、生産物賠償責任保険同等以上の加入製品とすること。
12. 施工条件
13. 搬入道路
    1. 搬入道路は、公道を経由し公園の事業地内とする。
    2. 公園は現在整備中であり、資材の搬入等については、事業地内走行時、敷鉄板等による養生が必要となる場合がある。
    3. 周辺の道路舗装を傷つけるおそれがある場合については、舗装を傷つけないよう養生等による適切な対応を行うこと。
14. 安全確保
    1. 工事区域内への侵入等を防ぐ周知看板等を設置し、工事期間内の安全に努めること。
    2. 施工場所への搬出入時等、通行者の安全を第一とすること。
15. 施工時間

原則として、午前８時30分から午後５時までとする。ただし、町が認める場合はこの限りではない。

1. その他

現場から発生する建設副産物については、適正に処分すること。

1. 損害賠償

当該工事の遂行にあたり、第三者等に損害を与えた場合には、直ちに町へ報告するとともに、受注者の責任において速やかに処理を行うものとする。

1. その他
2. 受注者は、遊具等の搬入、施工、引渡しまでの期間中に遊具等を利用できないよう案内板等によって注意を喚起するなど事故防止の対策を行うこと。
3. 契約締結後に設計の変更が生じた場合、変更に関する設計費については、支払いを行わない。
4. 完成図面、写真等については、書面での提出に加え、電子媒体で提出すること。
5. 公表された資料等で判断できない施工場所の条件については、提出者が必要に応じて調査すること。
6. 本特記仕様書に記載のないもの等、その他、必要な事項については、発注者と協議の上、定めることとする。